

## 令和8年度山形県総合土木職インターンシップ交通費助成事業費補助金交付要綱

### (目的及び交付)

第1条 知事は、総合土木職インターンシップへの参加を促進することにより、総合土木職を志望する人材の確保につなげるため、参加者が要する交通費について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内で補助金を交付する。

### (補助対象者)

第2条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、山形県が総合土木職のインターンシップ（連続する5日以上行うものに限る。）による実習生として受け入れる大学生等（学校教育法第83条に規定する大学、同法第97条に規定する大学院、同法第108条に規定する短期大学、同法第115条に規定する高等専門学校及び同法第124条に規定する専修学校に在学している者をいう。）であって、山形県、宮城県、秋田県、福島県又は新潟県以外に現に居住している者とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助金の交付の対象となる交通費（鉄道、航空機及び高速バスの利用に係る運賃並びに当該運賃と宿泊料が一体となった旅行商品の購入代金をいう。以下「補助対象経費」という。）は、次に掲げるものであって、支払った事実を証明できるものとする。

- (1) 往路にあつては、補助対象者の居所から山形県庁までの、インターンシップ開始の日前7日以内に行われた移動に係るもの
- (2) 復路にあつては、山形県庁から補助対象者の居所までの、インターンシップ終了の日後7日以内（災害、疾病その他やむを得ない理由があるときは、30日以内）に行われた移動に係るもの

### (補助金の額)

第4条 補助金の額は、補助対象経費の3分の2に相当する額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）又は20,000円のいずれか低い額とする。

2 1 補助対象者当たりの補助金の交付は、1回までとする。

### (交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする補助対象者は、インターンシップ終了の日から3か月を経過する日又は令和9年3月15日のいずれか早い日までに、規則第5条の規定による補助金交付申請書（様式第1号）に次に掲げる書類を添付して知事に提出しなければならない。

- (1) 補助対象経費の支払に係る領収書その他の書類でその支払の事実を証するもの
- (2) 補助金の振込先とする申請者名義の口座情報（金融機関名、店名、店番号、口座種別、口座番号及び口座名義人（カタカナ名義を含む。)) が記載されたもの

2 前項の交付申請書の提出をもって、規則第 14 条の規定による補助事業実績報告書の提出に代えるものとする。

(交付の決定)

第 6 条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第 7 条 補助金は、交付すべき補助金の額が確定した後に支払うものとする。

(関係書類の保管)

第 8 条 補助金の交付を受けた者は、補助金の交付の申請及び受領を証する書類を令和 8 年度から 5 年間整理保管しておかなければならない。

(書類の提出)

第 9 条 この補助金に関して知事に提出する書類は、山形県県土整備部県土整備企画課に提出するものとする。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項については別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 4 月 30 日から施行する。